

東ト協助成事業

令和3年度 男性ドライバー免許取得助成事業 実施要領

令和3年4月1日
一般社団法人東京都トラック協会

一般社団法人東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、「男性ドライバー免許取得助成事業実施要綱」に基づき、東ト協会員事業者（以下「会員事業者」という。）に勤務する男性ドライバーの免許取得に関して、下記のとおり助成事業を実施する。

1. 事業の趣旨

ドライバー不足の問題を打開する新たな取り組みとして、運転技能向上による安全対策、優良な労働力の確保・育成を図るため、男性ドライバーが大型自動車免許・中型自動車免許（限定解除を含む）・準中型自動車免許（限定解除を含む）を取得した際の費用の事業者負担に対し、その一部を助成する。

2. 実施期間

令和3年4月1日～令和4年2月28日

※上記期間内に取得した免許について助成対象とする。

※令和2年4月以降に取得した免許については、遡って助成の対象とする。

※上記期間内であっても、予算額に達した場合はその時点で申請受付を終了する。

3. 助成対象事業者

東ト協会員事業者の中小企業者で、会費の滞納が無い事業者を対象とする。なお、ここでいう中小企業者とは下記のいずれかに該当する事業者とする。

- (1) 資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社であること
- (2) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

4. 助成対象ドライバー

東京都内の会員事業所において営業用貨物自動車の運転に従事する男性ドライバー

5. 助成額（上限額）

(1) 大型免許・中型免許・準中型免許の新規取得…50,000円

(2) 中型免許・準中型免許の限定解除審査…30,000円

※国及び関係団体等から補助金が交付された場合には、助成金を交付しない。

※業界別人材確保支援事業との併用及び準中型免許の新規取得と5トン限定解除審査については、全ト協の取次事業として実施している「準中型免許取得助成事業」との併用を可能

とするが、取得価格を超えた場合は当該事業での助成額を減額する。

※助成金交付の対象となったドライバーについて、助成金交付日を起算として5年以上自社のドライバーとして継続勤務することを原則とする。

※1 会員事業者あたり2名を助成の上限とする。

6. 提出書類

- ① 「男性ドライバー免許取得助成金交付申請書」(様式1)
- ② 指定教習所発行の会員事業者宛の領収書 (必ず取得した免許の種類を明記すること)
- ③ 運転免許証の写し(両面)
- ④ 健康保険証の写し(両面)
(必ず被保険者等記号・番号・保険者番号の3箇所をマスキングを施すこと)
- ⑤ 在籍証明
(助成金請求直前勤務日の運転日報、点呼簿、運転者台帳のいずれか1点(写))
- ⑥ 中小企業者であることが確認できる書類(写)
(事業報告書の直近の事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ)
- ⑦ 宣誓書(様式2)

以 上